

飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会庶務規程

（目的）

第1条 この規程は、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会設置要綱第13条の規定に基づき、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会（以下「協議会」という。）の庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第2条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、飛島村の総務部長をもって充てる。

3 事務局員は、飛島村の職員をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）協議会の会議に関すること。

（2）協議会の資料作成に関すること。

（3）協議会の庶務に関すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

（1）事務局の運営に関すること。

（2）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。

（3）物品及び現金の出納に関すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、飛島村において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は、会長印及び経理責任者印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、飛島村において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 23 年 3 月 31 日から施行する。

(飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会事務処理規程の廃止)

2 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会事務処理規程 (平成 20 年) は、廃止する。

(飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会文書取扱規程の廃止)

3 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会文書取扱規程 (平成 20 年) は、廃止する。

(飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会公印取扱規程の廃止)

4 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会公印取扱規程 (平成 20 年) は、廃止する。

別表 (第 6 条関係)

名称	形状	寸法	用途	個数	管理者
飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会長の印	議 化 共 飛 会 再 交 島 長 生 通 村 之 法 活 地 印 協 性 域 公	縦2.1cm × 横 2.1cm	会長名 をもって発す る文書	1	事務局 長

名称	形状	寸法	用途	個数	管理者
飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会経理責任者の印	理 定 性 公 飛 責 協 化 共 島 任 議 再 交 村 者 会 生 通 地 印 経 法 活 域	縦2.1cm × 横 2.1cm	預金通 帳から の払い 出し	1	経理責 任者